

## 【件名】

### 路上喫煙禁止区域の変更について

#### 【内容】

現在「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」第6条第1項の規定に基づく路上喫煙禁止区域が指定されていますが、受動喫煙防止並びに火災予防・まち美化の観点から、同条例第7条に基づき路上喫煙禁止区域を市内全域に変更されることを提言します。

路上喫煙は受動喫煙による健康への悪影響や、ポイ捨てによる火災の危険や景観の汚損など、百害あって一利なしと言わざるを得ません。

もちろん、タバコは法的に認められた嗜好品であり、これを禁じる訳には行かないものの、公序良俗の観点から、やはり喫煙は決められた場所に限定すべきと考えます。

また、喫煙者がマナーを守って喫煙できるよう環境整備（喫煙所の充実、椅子・屋根の増設など）も合わせて提言します。

以上、ご検討頂けましたら幸いです。

#### 【回答】

鎌倉市では、「路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙禁止区域だけでなく道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所において、市民や観光旅行者等は、路上喫煙をしないよう努めなければならないことを定めています。

また、路上喫煙禁止区域は、特に人通りが多い鎌倉駅・大船駅周辺を指定したものです。

ご提言の鎌倉市内全域を路上喫煙禁止区域に変更することは、条例制定後、マナーの向上がみられることから、現在のところ考えておりません。路上喫煙禁止区域外の地域につきましても、路上喫煙防止を啓発するシートを路面に張り付けるなどの方法により周知に努めています。

喫煙環境の整備につきましては、安全面等も踏まえて、喫煙場所も整備しているところです。

今後とも、条例の趣旨を理解していただけるよう、喫煙者等への周知、啓発等を徹底し、喫煙者のマナー向上に取り組んでまいります。

平成 27 年 4 月 30 日 対応／回答